

くらしの安心情報

情報ファイル NO.5

平成 18 年 12 月 11 日

電話勧誘で新聞に名刺広告を載せたら、 別会社から次々と掲載の案内がきた！

被害内容

【相談者 70代男性】

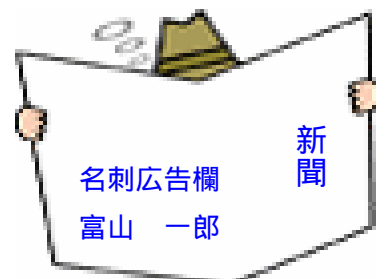
以前に新聞広告会社から、「母校を応援する広告に、名前を載せませんか」と電話勧誘があり、なかなか切らないのでしかたなく、1回だけと約束し、3万円支払いました。その後、頼んでもいないのに、いくつもの広告会社から「名刺広告を掲載した」と、新聞と請求書が送られてきます。どうしたらいいでしょう……？ (県西部)

対処方法

これは、一度新聞に名刺広告を載せた人をねらい、いろいろな口実で別の業者が新聞広告をさせる手口です。

- ・「新聞広告を載せませんか」といった電話勧誘には、必要がなければきっぱり断わりましょう。
- ・万が一契約しても、契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約できます。(クーリング・オフ制度)
- ・名刺広告を頼んでいないような場合は、契約が成立していないことを主張しましょう。
- ・トラブルになったら、早めに身近な人や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。

これが3万円も
請求された新聞
広告か…



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)